

あいちゃん通信

令和 4年12月



あい社会保険労務士法人

〒706-0024

岡山県玉野市御崎2丁目3番13号

TEL: 0863-81-5634 FAX: 0863-33-3896

e-mail: <u>ksato@aisr.or.jp</u> ホームページ: https://aisr.or.jp

中小事業主も月 60 時間超えの時間 外労働割増率が5割以上に

◆猶予措置の廃止

令和5年4月1日から、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を「5割以上の率」とする規定が、中小事業主にも適用されることになりました。

もともと、使用者が時間外または休日 労働させた場合には、2割5分以上5割 以下の率で計算した割増賃金を支払わな ければなりませんでしたが、2010年4 月1日施行の改正により、月60時間を 超えた場合は、5割以上の率で計算した 割増賃金を支払わなければならないとさ れていました。

ただし、この改正は中小事業主(労働者の数が300人(小売業については50人、卸売業またはサービス業については100人)以下)である事業主には適用が猶予されていたのですが、令和5年4月1日からは適用されることになりました。

◆代替休暇の規定も適用

中小事業主にも月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を5割以上の率とする規定が適用されることに伴い、「代替休暇」の規定も適用されることになります。

代替休暇とは、1カ月に60時間を超えて時間外労働を行わせた労働者について、労使協定により、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を与えることができるものです。

労使で協定すべき事項としては、月60時間を超えて労働させた時間数に対して、何時間の代替休暇を与えるかという計算方法や、代替休暇の単位(1日または半日)などがあります。

そのほか、制度の導入に際しては、個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思によること、労使協定の締結により代替休暇を実施する場合には、代替休暇に関する事項を「休暇」として就業規則に記載する必要があることにも留意しましょう。

令和5年1月から協会けんぽの様式が変 更されます

◆令和5年1月から新様式へ

協会けんぽが、令和5年1月以降の各種申請書(届出書)の新様式を公表しています。よりわかりやすく、より記入しやすく、より迅速な給付等を目的に、次のような変更が行われています。

○文字の読み取り精度向上のため、マス 目化した記入欄を増加

〇記入しやすいように、記述式の部分を 選択式に変更

新様式は、協会けんぽのホームページからダウンロードが可能です。協会けんぽ都道府県支部へ郵送を依頼しても入手できます。また、ホームページでは今回の様式変更に関するリーフレットも公表されています。

なお、令和5年1月以降も旧様式を使用することはできますが、この場合は事

務処理等に時間を要することがあるとしています。

これからの企業戦略として検討した い「健康経営オフィス」づくり

◆オフィス環境の整備が企業価値・収益 の向上につながる

「健康経営オフィス」という言葉をご存じですか? 経済産業省の定義によれば、健康経営オフィスとは、「健康を保持・増進する行動を誘発することで、働く人の心身の調和と活力の向上を図り、ひとりひとりがパフォーマンスを最大限に発揮できる場」のことです(同省「健康経営オフィスレポート」)。

オフィスは従業員が日々、多くの時間を過ごす場所であり、そこでの働き方が従業員の健康に及ぼす影響は少なくありません。オフィス環境を整備することで、従業員の健康の保持・増進と健康的な働き方が可能になれば、企業価値と収益性も向上します。そのために実現を目指すべきが健康経営オフィスであり、現在、これに戦略的に取り組もうとする企業が増えています。

◆健康経営オフィスを実現するための取 組み

健康経営オフィスを実現するためには、 従業員が健康の保持・増進につながる行動を日常的に行えるよう、オフィス環境 を整備することが求められます。

具体的に、オフィス環境において従業 員の健康を保持・増進する行動は、大き く、「快適性を感じること」「コミュニケ ーションすること」「休憩・気分転換する こと」「体を動かすこと」「適切な食行動 をとること」「清潔にすること」「健康意 識を高めること」の7つに分類できると されています。

◆できるところから取組みを始めてみま しょう

オフィスというと、介護現場や工場では関係ないと感じられるかもしれませんが、「健康的な職場」「安全な職場」をイ

メージしてみてください。従業員が心もをないしてやりがいを持つこともを認識です。精神疾患で休職、退職をを会議ないられる方が多い時代、企業は境境を整える必要があります。たとえば境境を整える必要があります。ために「ブラウムを取り入れるるとができます。といったといったという。

企業にとっても従 業員にとってもメリットの大きい、健康 経営オフィス実現の ための取組みを始め てみませんか。



募集しても人が採れない? 中小企業の採用活動の現況

◆人が採れない企業が2割

採用活動の活発化により、中小企業の新卒採用も厳しい状況となっているようです。日本商工会議所ならびに東京商工会議所が中小企業 6,007 社に実施した調査によれば、2021年度の新卒採用の状況について、約2割の企業が「募集したが、全く採用できなかった」(19.9%)と回答しています。

◆採用活動にも工夫が必要に

コロナによる影響でオンライン面接が 普及するなど、採用を取り巻く状況も大 きく変化しました。これまでの手法が必 ずしもマッチしない状況の中で人材を獲 得するためには、自社の採用手法に工夫 を凝らし、他社と差別化していく取組み が必要になってくるでしょう。

「中小企業だからできない…」ではなく、求人に関するホームページの充実(例えば、先輩社員のメッセージや社内行事の紹介)など小規模ならではの魅力を伝える工夫をしてみましょう。